

令和元年度 指定管理者モニタリングレポート
(指定管理者の管理運営業務評価結果)

施設名	八尾市立青少年運動広場
所在地	八尾市安中町九丁目１番地の５
所管課	こども未来部青少年課

指定管理者	名 称 八尾体育振興会グループ 代表者 公益財団法人 八尾体育振興会 理事長 角倉 安和 住 所 八尾市青山町三丁目５番２４号
指定期間	平成３１年４月１日 ～ 令和６年３月３１日（５年間）

１．利用者の平等利用の確保及びサービスの向上

○利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られたか	評価結果
施設の運営については、基本協定書、仕様書、事業計画書に基づいて、適切に行われている。特に利用者から苦情等もなく、適切に運営されている。 【利用者アンケート（利用者の満足度等）】 ①調査の概要（調査対象、調査時期、調査方法、回答状況） ・調査対象：施設利用者 ・調査時期：令和元年１１月１日～１１月３０日 ・調査方法：施設内でアンケート用紙を配布し回答を得る ・回収状況：アンケート用紙配布枚数：１０５件 回収件数：１０５件（回収率：１００％） ②アンケート結果の概要（利用者の満足度等） アンケートに対して満足又はやや満足と回答した利用者の比率は、施設の運営面に関する項目については平均で９７％、設備面に関する各項目は平均で９４％となり、利用者の大半の方は、施設の管理運営に対して満足されていることが確認された。	A

２．公の施設の効用発揮

○公の施設の効用を最大限に発揮されたか	評価結果
利用者数や稼働率を高めるための取り組みが行われたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休場の影響もあり、事業計画書の目標どおりの利用実績をあげられていない。現状の分析を的確に行い、利用促進を図られたい。	B

３．適切な維持管理及び管理経費の縮減

○公の施設の適切な維持及び管理が図られるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られたか	評価結果
施設の維持管理については、基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、グラウンド整備や清掃を行うとともに、利用者から要望のあった、トイレの洋式化を行った。また、緊急事態発生時の対処マニュアルが整備されており、緊急事態発生時や危険が予測される場合に、直ちに措置を講じられる体制がとられている。	A

4. 団体の人員、資産その他の経営規模及び能力

○公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか	評価結果
業務執行体制は適切であり、労働関係法令など関係法令も遵守されており、職員の資質や能力向上を図る研修も行われている。 また、指定管理料は独立した経理区分で適切に管理されており、収支計画に沿った事業が実施されている。	A

5. その他施設の性質または目的に応じた基準

○その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準を満たしたか	評価結果
基本的な人権尊重の精神に基づき、青少年の交流を図るとともに、自主的、組織的なスポーツ及びレクリエーション活動を促進する施設の設置目的を理解のうえ、関係法規に従った管理運営を行っている。また、個人情報の管理も適切に行われており、ゴミのリサイクルなど環境に配慮した取り組みなどが行われている。	A

【総合評価】

	評価の視点	得点率（評価）（a）	評価配点（b）	評価点（a × b）
1	利用者の平等利用の確保及びサービスの向上	85% （A）	29.2	24.8
2	公の施設の効用発揮	78.9% （B）	16.7	13.2
3	適切な維持管理及び管理経費の縮減	86.8% （A）	29.2	25.3
4	団体の人員、資産その他の経営規模及び能力	80.8% （A）	16.7	13.5
5	その他施設の性質または目的に応じた基準	88.9% （A）	8.3	7.4
合計			100	84.2

※得点率・評価配点・評価点については、原則として、小数点第2位を四捨五入しているため、端数の関係上、評価配点の合計及び評価点の算定結果等が表上の計算と整合しない場合がある。

総合評価	A
------	---

【モニタリング内容の総括】

条例・規則、協定書を遵守し、業務仕様書の内容に則り業務を推進しており、市との連絡調整についても密接に行っている。問題が生じれば絶えず協議の場を持ち、常に迅速に対応しており、そういった姿勢が良好なアンケート結果にもつながっていると考ええる。 また、施設の維持管理面では、緊急性、必要性を判断しながら、利用者の安全面に重点を置いた修繕対応を行うとともに、台風などの後の速やかな清掃やグラウンド整備など、日常の維持管理の範囲で対応できるものについても適切になされ、良好な利用環境を整えている。

<参考>

■ 評価基準表（得点率で判断）

S（90%以上）	業務推進に必要とする水準を満たすだけでなく、より高い水準での施設の管理運営が行われ、積極的な創意工夫や改善活動を主体的に行っている
A（80%以上 90%未満）	業務推進に必要とする水準を満たしていると判断できる
B（60%以上 80%未満）	業務推進に必要とする水準を十分に満たしていないと思われる
C（60%未満）	業務推進が不十分で、今後支障をきたす可能性があり、改善の検討が必要と思われる

■ 「総合評価」の評価基準

評価の視点ごとの得点率及び評価配点をもとに評価点を算出し、上記の評価基準表により評価を行う。

ただし、総合評価がSまたはAとなるためには、評価基準表に定める得点率の基準（S：90%以上、A：80%以上）を満たした上で、以下の要件も満たす必要がある。

総合評価がSとなる要件

5つの評価の視点の評価において、Sが3つ以上であること。

総合評価がAとなる要件

5つの評価の視点の評価において、SまたはAが3つ以上であり、かつ、Cがないこと。